

新旧対照表

1.投資信託受益権振替決済口座管理約款

現行	改定後
<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等。)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。<u>(追加)</u></p>	<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等。)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。なお、<u>他の口座管理機関へ振替を行う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p>

2.国債証券等の保護預り規定兼振替決済口座管理規定

現行	改定後
<p>10. 他の口座管理機関への振替</p> <p>(1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p> <p>(2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。ただし、お客様のご指示頂いた日が、当行の定める振替停止期間(利子支払期日の10営業日前から前営業日)にあたる場合は、利子支払期日での取扱いとなります。(追加)</p>	<p>10. 他の口座管理機関への振替</p> <p>(1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p> <p>(2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。ただし、お客様のご指示頂いた日が、当行の定める振替停止期間(利子支払期日の10営業日前から前営業日)にあたる場合は、利子支払期日での取扱いとなります。<u>なお、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p>

3.一般債振替決済口座管理規定

現行	改定後
<p>7. 他の口座管理機関への振替</p> <p>(1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。(ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。)また、当行で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡くださ</p>	<p>7. 他の口座管理機関への振替</p> <p>(1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。(ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。)また、当行で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡くださ</p>

現行	改定後
<p>い。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>(2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。<u>(追加)</u></p>	<p>い。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>(2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。<u>なお、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p>